

「(仮称)北九州市サステナブル経営認証制度」運営等業務 企画提案実施要領

1 件名

「(仮称)北九州市サステナブル経営認証制度」運営等業務

2 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 委託料(限度額)

13,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)以内

5 選定方法

プロポーザル方式

6 応募要件

本業務への応募は、以下のすべての要件を満たしているものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法(平成16年法律第75号)第18条または第19条の規定による破産手続き開始の申立て
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続き開始の申立て
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続きの申立て
- (5) 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 役員等(役員及び従業員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。)であると認められる者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不当な利益を得る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等力說的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

キ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約または資材、原材料の購入契約等を締結している者

(6) 本市に係る市税が未納でない者

(7) 当該業務に関して専門的な知識及び実績を有しているほか、従事者の守秘義務の徹底など、情報セキュリティに関して十分な体制を有しているものであること。

(8) 受託候補者に選定された場合、履行期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり企画提案書提出時の総括責任者が当該業務を担当できること。

7 参加申込書等の提出

本事業について、8に掲げる企画提案書の提出を希望する場合は、次のとおりプロポーザル（公募提案）への参加申込書（様式1）及び会社（団体）概要（様式2）を提出し、参加を表明すること。また、複数の事業者と共同（グループ）で参加する場合は、すべての事業者の会社（団体）概要（様式2）を提出すること。なお、提出期限は、以下のとおりとする。

参加申込書等提出期限：令和6年5月10日（金）17時00分まで

8 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等

ア 企画提案書は、別紙「仕様書」を基に、次に掲げる書式に基づき作成すること。

(ア) 企画提案書（表紙）（様式3）

(イ) グループ構成表（様式4）

(ウ) 配置予定者の同種業務実績（様式5）

(エ) 提案項目【運営方法について】（自由書式）

(オ) 提案項目【普及・展開方法について】（自由書式）

(カ) 業務計画書（スケジュール）（自由書式）

(キ) 概算見積書（自由書式）

イ 書式は、日本産業規格A列4番（A4）縦方向、横書きとし、フォントサイズは、10.5ポイント以上とする。なお、図面等によりこれによりがたい場合は、A4横も可とする。

(2) 提出期限

令和6年5月13日（月） 正午（12時00分）まで（必着）

(3) 提出先

北九州市政策局政策部政策課

(4) 提出方法

電子メール（メールアドレス：seisaku-seisaku@city.kitakyushu.lg.jp）

(5) 留意事項

ア 企画提案書等の提出は、各社又は各共同体及び団体等につき1つとする。

イ 以下に該当する場合は、提案を無効とする。

（ア）提出期限及び提案方法に適合しない場合

（イ）企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

（ウ）虚偽の内容が記載されている場合

（エ）本提案の審査を行う審査委員会委員に故意に接触した場合

（オ）選定会に出席しなかった場合

ウ 企画提案書等の提出後の差し替え、加除修正は認めない。

エ 企画提案書等、提出のあった書類の返却は行わない。なお、提出書類については、選定以外で提出者に無断で使用しない。

9 事前説明会

本事業に係る事前説明会に参加する場合は、「14 問い合わせ先」に記載のメールアドレスに、事前説明会に出席する旨の連絡を行うこと。なお、連絡に当たっては、メールの件名を「【●●●】事前説明会参加登録」とし、●●●の箇所には社名（グループで申請する場合は、代表となる企業等の名称）を記載すること。なお、事前説明会の開催日時等については、以下のとおりとする。

(1) 事前説明会開催日時：令和6年4月24日（水）9時30分から（予定）

(2) 事前説明会参加登録期限：令和6年4月23日（火）17時00分まで

(3) 開催方法：北九州市役所本庁舎内（詳細は別途連絡）

(4) 事前説明会に参加しない場合であっても、選定会には参加できるものとする。

10 質疑

質疑については、企画提案書提出に係る質疑書（様式6）に記入の上、「14 問い合わせ先」まで電子メール又はFAXにて送付すること。なお、質疑及び質疑への回答は、社名等を伏せた上ですべての提案者に公開する。公開は、ホームページ又は電子メールにより行う。また、質疑の受付期間及び回答日は以下のとおりとする。

(1) 質疑受付期間：令和6年4月26日（金）17時00分まで

(2) 回 答 日：令和6年4月30日（火）（予定）

11 選定会の実施

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションによる選定会を行い、最も評価点の高いものを最優秀提案者として選定する。なお、開催日時等については、以下のとおりと

する。

(1) 開催日時：令和6年5月15日(水)午後

※ 時間については別途個別に連絡する。

(2) 実施方法

現地(北九州市内)のプレゼンテーション会場において対面により説明

※ プレゼンテーション会場については、参加者に対し改めて連絡する。

12 選定及び契約

(1) 選定結果については、令和6年5月20日(月)までに、書面又は電子メールにより通知する。

(2) 最優秀提案者の選定後、当該提案者を当該事業の委託契約の第一候補として、契約締結に向けた協議を行い、協議後に契約を締結する。なお、協議において、提案された内容の一部に変更が生じる場合がある。

(3) 協議が整わない場合は、次点の提案者と順次協議を行い、その者と協議が整った場合は契約を締結する。

(4) 契約書作成に係る経費は、契約者が負担する。

(5) その他、本書に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令及び北九州市契約規則等の関係法令の定めに従い処理する。

13 その他

(1) 予算その他本市の事情により、本事業を中止する場合がある。

(2) 選定の如何にかかわらず、本企画提案に関する経費は全て提案者の負担とする。

(3) 選定の如何にかかわらず、本企画提案を通じて知りえた機密事項については、第三者に漏らしてはならない。

14 問い合わせ先

北九州市政策局政策部政策課

電話番号：093-582-2302

メールアドレス：seisaku-seisaku@city.kitakyushu.lg.jp